

第2回

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会

日時 平成27年2月26日（木）

午後3時～午後5時5分

場所 県庁6階 第1特別会議室

（午後3時 開会）

1. 開 会

○委員長 定刻となりましたので、第2回普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会を開催いたします。

前回ここで話したように、本日は環境影響評価手続及び公有水面埋立手続について、県の担当部局のほうから概要のご説明をいただくということになっておりましたので、県の関係者のお三方がお見えになっております。●●の●●、それから●●の●●、それから●●の●●のお三方がお見えになっております。

そのうち●●のほうと●●のほうから大体20分程度の予定でご説明をいただいて、それから●●の●●の方については、県のほうからおそらく質疑応答等する場合に、必要性があるかもしれないということで、ご参加いただいているということになっております。

したがいまして、ご説明はお二方からいただくというような予定になっております。

そういうことで早速ですけれども、まずは●●のほうからのご説明をよろしく願います。

○事務局 この説明に関しまして使用する資料はA3の資料になります。資料-1のほうは、2つの手続を時系列で並べてあります。上段がアセス手続で下段のほうは公有水面埋立承認手続となっております。

資料-2ということで、クリップ留め3枚セットのものが環境影響評価手続について、環境部のほうから説明をいただくときに使う資料です。

そして、資料-3となっておりますが、1枚の資料のほうは公有水面埋立承認手続に関する資料になります。こちらのほうでそれぞれ説明していただくことになっております。

○委員 今日お話いただいたものは、どういう話をされたかということを含めて後でいただけるんですか。

○事務局 はい。議事録のほうは後でまた作成してから。

○委員 わかりました。ありがとうございました。

○委員長 よろしいですか。

○委員 はい。

○委員長 ほかに説明は特にないですね。

それでは、環境部のほうからお願いいたします。

2. 議 事

(1) 県担当職員からの説明

①環境影響評価手続について・・・資料1、資料2

○職員 委員の皆様、大変お疲れ様でございます。

●●の●●をしております●●と申します。私のほうから普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価手続について、ご説明させていただきます。失礼ですが、座って説明させていただきます。

今、事務局からありましたけれども、資料1と資料2を使ってご説明いたします。

まず、資料2をご覧いただきたいのですけれども、委員方におかれましては、既にご承知だと思いますが、まず資料2で普天間代替施設建設事業の環境影響評価手続の中で、一般的に環境影響評価というのは何かという概要を説明させていただいて、その後、普天間代替施設建設事業の環境影響評価手続の経緯についてご説明したいと思います。

資料2の1ページをご覧ください。

1. 環境影響評価について。

(1) 環境影響評価とは。

ア 環境影響評価とは、事業の実施前に、その事業が環境に及ぼす影響について、調査・予測・評価を行うとともに、その過程において環境保全措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することを言います。

イ 環境影響評価法(以下「法」という。)及び沖縄県環境影響評価条例(以下「条例」という。)では、対象となる事業の事業者自らが、環境影響評価を行うことが定められております。

(2) 環境影響評価制度の特徴としまして、ア. 法及び条例では、対象事業(規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業として、事業の種類・規模から定めている)の実施にあたり、事業者自らが行う環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続等を定めています。

イ 環境影響評価制度は、事業者が環境影響評価の結果を環境保全措置等の事業内容に

関する決定に反映させることにより、環境保全の観点からよりよい事業計画を作成していくことを目的としています。

ウ 環境影響評価制度は、事業の可否を決定する許認可制度ではありません。事業者がよりよい環境配慮を行うことを支援するための環境に関する情報交流の手続を定めた手続であります。事業の可否については、免許等権者によって判断されます。

2 環境影響評価手続についてですけれども、(1)法の手続は、平成25年4月から法改正されまして、4月から4段階の手続となっており、条例の手続も平成26年2月から4段階の手続となっております。

まず、配慮書というのがありますが、こちらのほうは対象事業の枠組みを決定する前の事業計画の検討段階において行われるものでございまして、この手続については、普天間代替施設のアセスにおいては、配慮書が創設される前のアセス手続ですので、これは行われておりません。

1つ訂正がありまして、配慮書手続のところで※印のところ、「H24. 4の法改正で創設された」とありますけれども、これは「平成23年4月」の間違いでございます。恐縮でございますが、訂正をお願いします。

続きまして、方法書の手続とありまして、「配慮書」手続を経て決定した事業計画について、環境影響評価(調査・予測・評価)を行う手法を選定するにあたり、住民等、市町村長、知事の意見を聞く手続であります。

続きまして、準備書の手続というのは、環境影響評価を行った結果をとりまとめた準備書について住民と市町村長と知事の意見を聞くということになっています。

さらに評価書の手続というのは、準備書の手続で聞いた意見を検討し、準備書の内容を見直し作成した評価書について、免許等権者、条例の場合は環境知事になりますけれども、意見を聞いて必要に応じて補正を加える手続が評価書の段階の手続であります。

その手続を経て、その後許認可等、実際の事業の実施に移りまして、事後調査、事業の実施において環境保全の措置がしっかりとられているかというところで、事業者が事後調査報告書をつくってくるわけですけれども、事後調査が行われるという流れになります。

法及び条例においては、配慮書、方法書、準備書の手続において、住民等(環境保全の見地から意見を有する者)の意見提出の手続を定めており、知事が意見を述べる際は、住民等の意見と関係市町村長からの意見を勘案することとなっております。

環境影響評価制度における住民等や知事・関係市町村長の意見は、「環境保全の見地か

らの意見」に限られております。

事業者は住民等や知事の意見を勘案して、必要に応じ、環境影響評価の内容等を再検討していくことになるということで、以上が環境影響評価とはということで、一般的な手続の流れについて説明したものです。

3としまして、普天間飛行場代替施設建設事業についてですが、まず、事業の種類及び規模ということで、普天間飛行場代替施設建設事業につきましては、飛行場及びその施設の設置の事業と、公有水面の埋め立ての事業と2つのアセス対象事業となっております、規模が飛行場及びその施設の設置の事業につきましては、滑走路長が1,200m(2本)、面積が約205ha、公有水面の埋め立ての事業は埋立面積約160haです。

環境影響評価手続の状況ですが、ア. 法・条例の適用については、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の対象事業種及び規模から、普天間飛行場代替施設建設事業は、法及び条例の対象事業となりますが、飛行場設置事業は条例の対象事業となり、公有水面の埋立事業は法の対象事業となります。

飛行場の場合は、法の対象事業とありますけれども、法の対象事業の規模は2,500m以上の滑走路の場合は、法の対象事業になりますけれども、普天間代替施設事業につきましては、代替施設の滑走路が1,200mですので該当しません。条例の場合は、滑走路の長さに関わらず全てのものが対象になりますので、この場合は条例の対象事業になっています。

一方、公有水面の埋立事業につきましては、50haを超えるものにつきましては、法の対象事業となるということで、条例の場合は15ha以上ですけれども、代替施設の場合は約160haですので、こちらの方は法対象事業ということになります。

事業者は、飛行場設置事業と公有水面の埋立事業の2つの事業種を合わせた方法書・準備書・評価書を作成し、法と条例の手続を並行して行っております。

方法書と準備書については、それぞれの図書が県知事(環境部所管)に送られて来ますけれども、評価書については法と条例とで送付先が異なっております。

飛行場設置事業につきましては、飛行場設置事業の評価書は知事、環境部の所管たる知事に送られまして、法の対象事業の公有水面の埋立事業につきましては、評価書は免許等権者たる知事、この場合は土木建築部と農林水産部が所管しています、そちらのほうにそれぞれ送られるということになっております。

続きまして、資料1と資料2の3ページにフローチャートがありますけれども、こちらが手続の流れということになります。

資料1の前段部分が環境影響評価の手續です。先ほど申しましたように、方法書段階、準備書・評価書があって、評価書を補正というところまで手續が書かれております。こちらのそれぞれの日付と右側のフローチャートの流れというのが、これらが対応している形になります。

まず、方法書ですけれども、フローチャートを両方見比べていただければと思います。平成19年8月7日に事業者から方法書が送付されております。法対象事業であります公有水面埋立事業につきましては、アセス法の第6条第1項に基づいて、飛行場事業につきましては条例の対象事業ですから、条例第6条第1項に基づいて、事業者は方法書を県及び市町村に送付するとなっております。法の手続の場合は、知事と市町村長それぞれに事業者から送られますけれども、条例対象のものは知事のほうに送られて、知事から市町村長のほうに送られます。いずれにしても、知事、関係する市町村長のほうに方法書が事業者から送られることになります。

この後、公告縦覧、条例では30日間と規定されております。法は1カ月となっておりますけれども、公告縦覧をしまして、縦覧終了日の翌日から2週間以内に住民等が意見を提出することができるとなっております。

住民等から意見が出されたものについて、意見の概要書を事業者のほうは作成をしまして、こちらを知事または関係する市町村長に送ります。

法及び条例では先ほど申しましたように、知事、市町村長のほうに、法対象事業のものは事業者が直接送ることになりますけれども、条例のものは知事に送られて、知事から市町村長に送るといふ、ちょっとそこは違いますけれども、知事、関係市町村長に送られます。

10月22日に意見が送付されまして、意見の概要の送付があつてから、知事は必要に応じて意見を述べることになっておりまして、その場合、条例対象事業につきましては、意見の概要の送付から60日以内で、法対象のものは90日以内ということになります。

知事は意見を述べる場合に、アセス条例の第51条で設置された沖縄県環境影響評価審査会、附属機関でございますけれども、こちらのほうに環境保全の見地からの意見を求めることができることとなっております。そちらのほうに諮問をしております。埋立事業は、条例第49条第2項に基づき、飛行場事業は、条例第10条第2項に基づき諮問を行っております。

条例第49条第2項には、法の対象事業等に係る手續の準用規定というのがございまして、

法の手続では審査会に聴くという条文はないですけれども、県の条例の中で法の対象事業においても、知事が方法書に対し意見を述べる場合に審査会の意見を聴くことができるというように準用されておりまして、お手元のほうの条例の資料では30ページのほうになりますけれども、そちらの準用規定を使いまして、法対象事業につきましても、審査会のほうに諮問をしているということになります。

審査会のほうで審議をしまして、条例対象事業は平成19年12月17日に、法対象事業は平成20年1月18日に答申をいただきまして、それを受けまして条例対象事業につきましては、平成19年12月21日、法対象事業につきましては平成20年1月21日にそれぞれ知事が意見を述べております。

知事の意見につきましては、飛行場事業が意見数36項目233件、埋立事業は、意見数37項目246件となっております。

その後、事業者においてこの意見等を踏まえ、方法を決定し、環境影響評価を実施しております。平成20年3月15日から環境影響評価を実施しておりまして、環境影響評価を行った後、平成21年4月1日に準備書が事業者のほうから方法書同様に、知事、関係市町村のほうに送付されております。30日間公告縦覧、法のほうで1カ月ですけれども公告縦覧、その間に説明会を行いまして、また、準備書に対しても縦覧終了日の翌日から2週間以内の間に住民等が意見を提出することができるようになっておりまして、意見が提出されております。

平成21年6月15日に住民等の意見の概要、それから意見に対する事業者の見解が作成されまして、それぞれ法・条例の規定に基づきまして、知事、関係市町村に送られているということになります。

準備書につきましては、条例も法のほうも意見を述べる期間、検討期間が、意見の概要及び事業者の見解が送付されてから120日以内ということになっておりますので、知事は平成21年6月15日に、先ほどの環境影響評価審査会のほうに諮問をしまして、審査会で審議を行い、平成21年10月2日に法及び条例の両方、それぞれ審査会の答申をいただいております。

その答申を踏まえて平成21年10月13日に、法及び条例に基づく知事意見ということで、埋立事業につきましては、32項目316件、飛行場事業につきましては28項目186件の意見を述べているところでございます。

準備書に出された意見を踏まえまして、評価書の作成ということで、平成23年に沖縄防

衛局が、環境影響評価書を県に送付しております。

先ほど申しましたように、評価書は、法の対象事業につきましては、免許等権者へ、条例の対象事業につきましては、環境生活部に送られるということになります。

普天間代替施設の埋立事業につきましては、土木建築部が管轄する埋立場所と、農林水産部が管轄する埋立場所がありますので、それぞれに評価書を送付されております。

いずれも平成23年12月28日に送付されまして、環境知事につきましては、送られた評価書について、飛行場事業について審査会に諮問することができますので、平成24年1月19日に諮問をしまして、答申を平成24年2月8日に受けております。

条例対象事業につきましては、評価書の送付の翌日から45日以内に意見を述べるとなっておりますので、審査会の意見を踏まえまして、知事が飛行場事業についての意見を述べております。

土木知事、農林知事につきましては、送付の翌日から90日以内ということで、連名で平成24年3月27日に法対象事業の公有水面埋立事業につきまして、事業者に対して意見を述べております。

意見の件数ですけれども、条例に基づく知事意見数が1件、指摘事項25項目175件、この意見数というのが、評価書で示された環境保全措置等では環境保全を図ることは不可能という意見のことで、指摘事項25項目175件を踏まえた上で不可能と指摘したとなっております。

免許等権者の意見につきましても、意見数1件、指摘事項36項目404件、この意見も示された環境保全措置では環境保全を図るのは不可能という意見のことで、指摘事項36項目404件を踏まえたうえで不可能と指摘する意見が出されております。

その後、意見を踏まえて事業者の沖縄防衛局において、環境影響評価書が補正され、平成24年12月18日に知事に送付されております。

この補正評価書につきましては、防衛省において補正内容等を検討する有識者研究会が9回開催されました。その最終報告を踏まえて補正がなされております。

補正評価書につきまして、沖縄防衛局は公告縦覧、平成24年12月27日に公告をし、平成25年1月29日に縦覧をして、環境影響評価の手続が全て終了しているということになります。その後、許認可の手続に移っております。

簡単ですけれども、以上でアセスの経緯について、説明を終わります。

○委員長 どうもありがとうございました。

では、質疑は後でということで、続いて土木建築部のほうから説明をお願いします。

②公有水面の埋立承認手続について・・・資料1、資料3

○職員 ●●の●●と申します。よろしくお願ひいたします。座って説明いたします。

同じく資料1のほうと、それから資料3でご説明いたします。まず、資料3をご覧ください。

上の出典でございますように、「公有水面埋立実務便覧」という我々が解説書と呼んでいる、その解説書に書かれている手続の流れの分でございます。

この中で明確に法律でこの手続をなさいと決められているものは4つしかございません。上から4番目の出願の告示という部分、告示の日から3週間縦覧する、この部分、これが1点目でございます。

それから、その右下のほうに「利害関係人の意見書の提出」というのがございます。これが2点目でございます。これは辺野古の場合でして、他の埋め立ての場合には、上の3条の2項、あるいは政令の4条といったものは、法律上手続としては位置づけられておりますが、今回そういう手続はしておりません。後でご説明します。

それから3番目、法律に基づく手続は、その下の地元市町村長意見の照会、法第3条1項でございます。

それから、一番左下の免許または承認の告示(法第11条)。法律に基づく手続というのは、この4点になっております。それ以外のものにつきましては、機関委任事務等の際に主務省庁から出された通知等に基づいて行っている部分がございますして、法定受託事務の処理基準になっておりませんが、私どもの平成6年当時に決めた県の標準処理期間等でこういった手続をするということで位置づけられておりまして、やっております。

資料1のほうとあわせてご説明申し上げます。

資料1の2の公有水面埋立承認手続、下半分でございます。それと資料3をあわせてご覧ください。

平成25年3月22日に沖縄防衛局が北部土木事務所へ承認申請書を提出してございます。沖縄県の場合、港湾区域以外の海域で埋め立てをしようとする場合には、各所管の土木事務所に提出することで事務委任されておりまして、今回、北部土木事務所へ承認申請書が提出されてございます。北部土木事務所から、私ども所管課であります海岸防災課に届いたのが3月29日でございます。

それから、資料3で形式審査というのがございますが、私ども3月29日に届いて以降、

形式審査を行っております。その際に記載内容が明確でないといったような部分がありましたので、資料1にございますように、平成25年4月12日に申請書の補正を要求してございます。それを受けまして沖縄防衛局は、5月31日に補正した申請書を提出しております。

それをさらに形式審査をしましたところ、補正の要求が全て反映されていたということで6月28日に申請書の告示縦覧を開始しております。これは先ほど申し上げたとおり、公有水面埋立法第3条1項に基づく法令上の手続でございます。これについては3週間ということで法律で決められておりますので、平成25年7月18日まで行っております。

縦覧の場所は8カ所です。県庁2階の行政情報センター、北部土木事務所、北部農林水産振興センター、これが県の機関、3カ所でございます。

それから名護市のほうが名護市の役所、それから4市町ということで計8カ所で行っております。

ちょっとここには記載されておられませんけれども、この縦覧の期間、利害関係者の意見の提出を受けております。これも法第3条第3項に基づく手続でございます。

6月28日から7月18日までの3週間、利害関係者の意見を受けまして、提出期間、法律上は縦覧期間中ということになっておりますが、私どもは縦覧期間後に届いたものについても受け付けを行いまして、送付数として3,572件、縦覧期間中に意見書を受けております。その後、平成25年8月1日に名護市長及び関係機関へ意見照会文を送付しました。このうち名護市長への意見照会が法第3条第1項に基づく法律上の手続でございます。

関係機関につきましては、通達で関係機関と十分調整するようにという通達がございまして、法定受託事務の処理基準には該当しませんが、これまで環境生活部長、あるいは農林水産部の水産課、第11管区海上保安本部といった関係機関には意見照会をしておりますので、今回の辺野古の案件の申請につきましても、照会したということでもあります。

なお、名護市長への意見照会については、法令で4カ月以内の期間を付してということになっておりまして、我々は8月、9月、10月、11月ということで、11月の末日を期限といたしました。11月末日は確か日曜日でしたので、11月29日付けとしたと記憶してございます。

その後、8月13日に土木建築部、農林水産部、環境生活部の職員で現地の確認を行っております。

それから、関係機関のうち、県農林水産部の水産課と第11管区海上保安本部が9月30日

に回答を提出しております。その後、これは法令上の手続ではございませんが、埋立承認申請書の内容をより詳細に把握する必要があるという観点から、沖縄防衛局と4回にわたって質疑応答をやっております。第1回が10月4日、その回答が10月25日に来ておりまして、11月8日に2次質問を送付しております。

その後、知事に11月12日に中間報告という形で状況を説明しております。11月20日に沖縄防衛局が2次回答を提出しておりまして、その後、11月27日に名護市長が意見書を提出しております。それから、2日後の11月29日に環境生活部長の意見が提出されております。それを受けまして12月4日に沖縄防衛局に名護市長及び県環境生活部の意見に対する見解を求めるとともに、2次回答に対する再質問事項3次質問を送付しております。

沖縄防衛局から3次質問に対する回答、それから名護市、県環境生活部の意見に対する見解を12月10日付けで回答が送付されております。そのときに私どもとしましては、名護市長意見の内容について、適正に把握する必要があるという観点から、照会文を送付させていただきました。

その後、12日に名護市長及び県環境生活部の意見に対する見解、それから4次質問を送付しております。4次質問、それから名護市、県環境生活部の意見に対する見解に対する回答が17日に来ております。その後、12月23日に知事に審査状況を東京で説明し、26日には公有水面埋立承認決裁の手続を実施し、27日に承認書を沖縄防衛局に送付しております。その後、平成26年1月24日に公有水面埋立承認の告示を県の広報に掲載しまして、関連する手続を終了したということになっております。以上でございます。

○委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ご質問、その他ございましたら、県の担当者の方から答えていただきます。

先ほども説明しましたように、農林水産部のほうからもお見えになっておりますので、今の説明内容にこだわらず、必要な質問等は全然構いませんので、どなたか何かありませんか。

委員。

○委員 2月19日付けで事務局から決裁規定についてという資料をEメールでいただきまして、その中に埋立承認、国が行うものについては土木整備統括監が専決することができるということになっておりますが、今回は事態が大きいので知事だということですが、ちょっとその辺の事情はどうなんですか。実際にいろいろな文書を出されているのは、みんな土木建築部長名で出した書類というのがファイルなんかにあるんですけども、その

辺について説明していただけますか。

○職員 事務決裁規程の、確か4条か6条だったと思いますが、決裁の内容に応じて、より上位の者が決裁することができると位置づけられておりまして、今回の案件については、その当時の部長が知事決裁を仰ぐということで判断をしまして、知事決裁の手続になっております。

○委員 だから土木部長が決裁はできない。今回はしなかったと。全て知事というのは、知事の立場というのは当然、全ての県の行政の責任者だから、統括者としての責任はあると思うんですけれども、今回はどうだったのかということを確認したいのですけれども。

というのは実際問題として、知事がすべてを、例えば統括監がやるように細かくはやれないわけでしょう。その辺はどうですか。

○職員 通常ですと、決裁規程上、統括監ということになっておりますけれども、部長が決裁することも可能となっております。

今回の場合については、辺野古移設ということで埋立規模も大きいですし、それから環境保全上の影響もあるのではないかという議論もございますので、そういった点も考慮して当時の土木建築部長ですけれども、これは知事の決裁を仰ぐことにするという方針を決定したとの指示があり、私どもとしましては、知事決裁の起案をしたということです。

○委員 わかりました。そうすると本当に知事が全部やったんですか。やるというか、実務はそんなにできないわけでしょう。まあ、いいです、でも形式というか、知事が決裁するという形にしましたということですね。了解しました。

○委員 ●●にお伺いしますけれども、アセスの手續の評価書のところですが、評価書を沖縄防衛局が県に送付したのが平成23年12月28日となっておりますけれども、私はこの日は書類が全部整っていなかったのではないかと理解をしているのですが、であるにもかかわらずこの日に受理したということでしょうか。そこをちょっとお願いします。

○職員 12月28日というふうに、今、委員からありましたけれども、確かに年末の日ですけれども、行政手続法上、届け出が出た場合には受理をするということになっておりまして、そこで受理をして、補正といえますか、その分については審査期間の中に入るということを、これは総務私学課にも確認をした上で判断されたということです。

○委員 よろしいですか。12月28日に提出された書類は、法何条でしたか、アセス法の何条かに決められている評価書に盛り込むべき内容が揃っていなかったわけですね。

特に方法書段階での意見、それぞれに対する事業者の考え、これが記載した分がなかったと理解しているんですけども、それはアセス法では評価書に盛り込まなければならない内容となっていたと思いますが、それが不在状態で28日に入っていると思いますけれども、しかし、それでも受理はできると。

○職員 そのへんは受理はできるという判断で受理をしております。

○職員 補足といいますか、行政手続法の施行に伴いまして、補正を求めて対応しない場合は、それは却下という対応も可能になっているかと思いますが、今回の場合は補正を求めて対応しておりますので、その場合は提出した日にさかのぼって手続が始まるという解釈になっているかと思います。

○委員 受理をした。28日の時点ではないけれども、1月6日ではないということですね。

○職員 はい。

○委員 書類が出されたのは1月6日ですね。

○職員 はい。

○委員 では、28日から起算して、例えば90日以内という形で3月27日ということですね。

○職員 はい。

○委員 わかりました。

○委員長 ほかに。はい、どうぞ。

○委員 環境影響評価の手続について、私も●●にお伺いします。

しばらくの間、私も環境影響評価にかかわっておりまして、そのプロセスが時間とともにいろいろ変わってきたときでした。私がかかわってございましたときは、最初は方法書というものは存在しない時代でしたけれども、途中と言ってよろしいでしょうか、私がかかわっていた最後のあたりに方法書が必要になってきたという時代でした。

今回はしっかりと方法書を用意して議論していかなければいけないという案件ですけども、当然事業者の皆さんは環境に関する情報を、より以前の時期から集めておられて、さまざまな情報を審査会のほうに提示されるのでしょけれども、方法書の中身について議論をし、準備書等ではこのように調査をなさいとコメントが出るわけです。そうすると準備書や評価書の中で、この点はかなり前から集めていた情報である。ここからはしっかりと方法書に対する議論、コメントの結果を表現したものであるということはおわか

るようになっておりますでしょうか。

○職員 お手元にあるかと思えますけれども、環境影響評価技術指針というのがありまして、環境影響評価の方法とかやり方とかがありまして、環境影響評価の調査のときも、例えば既存の文献等もありますし、また、実際に調査をしたものとか、そういう形で、どう現地調査をしたのか、また文献調査とか、そういったものでちゃんと環境影響評価を行うようにと定められております。それに従ってやってきております。

○委員 ということは、方法書を審査して出したコメントについて対応しているかどうかは、審査委員が改めてしっかり熟読しないとわからないという状況ですね。

○職員 方法書の意見に基づいて準備書がつくられるわけですがけれども、方法書に対する知事意見等を踏まえて対応されているかどうかを見ます。それでも、その結果、また対応が十分ではないということがあれば、意見に反映していくという形になります。

○委員 何となくわかるような気がします。

もう1つよろしいですか。そういう情報が出てきた後で、審査会の委員方は現場を調査されると思うんですけども、そのときの様子などを簡単にお教えいただけますでしょうか。

○職員 準備書が出てきまして、審査会、今、委員からありましたように、実際現場がどうなのかというのは非常に重要な点でありますので、準備書段階で事業地を3回調査しています。陸域のほうにも行きまして、あと海も含めましてキャンプ・シュワブの海岸、計3回。審査会自体は9回審議をしております。審査会の中で、実際、現地調査もまいつております。

○委員 この現地調査の中で実際に潜ったり、あるいは海岸を歩いたりする調査というのはどの程度ありましたでしょうか。大まかでいいです。

○職員 すみません、資料がないので覚えていませんけれども、特に潜水とかはやってはなくて、船を借りまして船の上からとか、あと箱メガネで実際のサンゴのポイント、藻場の状況とかを見ました。海岸線も一通り歩きまして、その状況を見ております。また、陸域のほう辺野古ダムの周辺、そこは埋め立て土砂を採取する場所になっておりますので、そこについても貴重な植物等が生育しておりますので、そういうところについても確認をしております。時間的には、それぞれほぼ1日程度使って調査したという状況です。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに。

○委員 土木のほうにお伺いいたしますけれども、現在は免許の告示が行われたわけですね。着手年月日の提出というのがあるんですが、これはもうなされているんですか。今行われていることは、着手に相当するのかなんですけど。

○職員 着手には相当しません。

○委員 今は。

○職員 今、事業者が行っているのはボーリング調査ですけども、ボーリング調査をするのは、特に護岸、一番海に接する部分の海岸に構築する工作物の強度や安定性を計算しまして、そこが適正な強度をもっているかどうかということを最終的にチェックしないと、実施設計ができません。そのためにはまず海底の地盤の強度がどのぐらいあるかということを確認しなくてははいけませんので、今はその確認のためのボーリング調査が行われているということになります。

これが行われた後、実施設計、標準的な断面がどういう、護岸がどういう形、今の形でいいかどうかという判断をした上で、我々は承認をしたときには留意事項を付していますので、その留意事項に基づいて県と協議を行って、その協議が終了した後、着手ということになりますので、まだ着手には入っていないと我々は理解をしております。

それから、着手の件につきましては、公有水面埋立法では埋め立ての承認、国の事業については着手届出は必要ないことになっておりまして、埋め立てが完了したときの竣工だけ届け出を出すと。国以外の場合は竣工の認可ということで県の検査が必要ですけども、国のほうは竣工しましたという通知を出して、本県に送付すればよろしいということに法律上なっております。

○委員 わかりました。そうすると免許条件だとそうだけど、承認条件のときは着手の届け出はいらないと。

○職員 今回は国が事業者ですから。

○委員 連続してやることも可能かもしれないということですよ。

○職員 ただし、留意事項で事前に実施設計の協議をするようにということで、それは必要かと思えます。

それから環境保全対策についても協議をなささいということでやっていますので、そういった手続は必要になってくると思えます。

○委員 ●●にお伺いいたしますけれども、この流れの中で平成25年は31日に沖縄防衛局が補正した申請書を提出、つまり補正するよという指示をされて、補正されたものが

出た。そこから12月27日の、26日の決裁ですね、そこに至るまでの間では申請というものの補正というものは一切なかったわけですね。

何度か4次にわたる質問、回答をされておりますけれども、それは質問と回答のやりとりであって、埋立承認申請の申請書そのものの補正は5月31日で終了していると考えてよろしいですか。

○職員　そうです。アセスの部分については、補正の指示は確かなかったのではないかと思います。

申請書の中にアセス書が添付されておまして、「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」と呼ばれておりますけれども、それは平成24年12月18日に出されました補正された環境影響評価書、基本的にそれが名称を変えて添付されているということになっております。

○委員　12月26日の決裁に至るまで、その図書に関しては補正はなかったという理解でよろしいですね。

○職員　はい。平成24年12月18日以降ということです。

○委員　18日以降ですね、はい、わかりました。

○委員　環境部のほうに手続の流れでちょっとお伺いしますが、埋め立ての関係で、25年11月29日に環境生活部の部長の意見が出されていますね。その後、3次質問と回答が戻ってきて、それから4次質問と回答が戻ってきていると思いますけれども、最初の11月29日の環境生活部長意見の後、3次質問あるいは4次質問について、キーマンというか、環境生活部のほうにまわってきて検討する、3次質問、4次質問、こういう流れはされているのですかね。

○職員　今回はやっておりません。

○委員　今回はやってはいない。

そうすると環境生活部の検討というのは、その後はあまりされてないのですか、埋め立ての手続の関係で。

○職員　通常、一般的なアセスメントの手続、公有水面埋立の手続では事業者とやりとりをするというのは、先ほど申し上げたとおり、法律上位置づけられた手続ではございません。ただ、免許等権者としてより申請書の内容を的確に把握する必要があるという観点で質問をやっておまして、これには環境に関する部分もありますし、それから構造等の安定性でありますとか、災害防止にかかる部分も付いております。

その都度その都度の質疑のやり方というのは決まりがあるわけではありませぬので、必要に応じてやらない場合もございます。今回は計4回やったということです。

これとほとんど並行して那覇空港の第2滑走路の設置事業も手続が行われておりますけれども、向こうも同じような形でほとんど同時に審査しておりましたので、向こうも確か同じ4回だったと思っておりますけれども、そういう質疑はやりました。

○委員 今のお話だと3次質問、4次質問について土木建築部から環境生活部にまわして意見を求めたり、検討を依頼したりするというのは、特にはやっていないんですか。

○職員 それはやっておりませぬ。

○委員 今に関連して、今回はやってないということなんですけれども、事業者のほうに質問とかを出して返ってきたときに、改めて環境生活部等に意見を聞くということはあるんですか。

○職員 それはあり得るかもしれませぬ。

○委員 やった事例があるかどうか。

○職員 それはちょっとよくわかりませぬ。意見が出たあとですね。ちょっとよくわかりませぬ。

○委員長 ほかに、どなたかありませんか。

よろしいですか。環境評価の準備書の段階のころに、知事意見が出ているというお話ですけれども、こちらのほうが環境保全は不可能だといった意見は、平成21年10月13日のものですかね。

○職員 今の委員長がおっしゃった意見につきましては、評価書の段階での意見で、平成24年2月20日、こちらのほうは飛行場事業に対する意見ということです。その下の3月27日、これは公有水面埋立に対する意見で免許等権者からの意見となっていて、こちらのほうが示された環境保全措置では環境保全を図ることは不可能という意見でございます。

○委員長 その段階以降に、今度は環境生活部は、それ以降、新しい調査というようなものは行われているんですか。この意見を出した後。

○職員 特にその後、調査というのはいせぬです。その後は意見を事業者に返しましたので、もちろんこれは環境も、免許等権者もですけれども、その意見等を踏まえて今度は評価書を補正するということになりますので、沖縄防衛局、事業者が環境影響評価を補正すると。補正する中でかなり専門的な項目について指摘事項がありましたので、防衛省内において、これは特に条例や法で定められた手続ではないですけれども、事業者において

補正内容を検討する有識者研究会というのが設置されているということで、詳しくは知らないですけれども、研究会も9回開催されて、最終報告を踏まえて補正をしたと。その後、補正評価書が提出され送付されたということになります。

○委員長 そうすると平成24年2月20日と3月27日の知事意見が出ましたでしょう。

○職員 はい。

○委員長 その知事意見に影響を与えるようなといいますか、そういうような環境生活部の調査や意見の調整、その他、そういうものはなかったということになるのでしょうか。

○職員 2月20日の知事意見というのは環境生活部、フローチャートでいきますと、条例、環境知事となっております。

その意見につきましては、審査会のほうに諮問して答申を踏まえて、この中には載っていませんが、審査会においては準備書段階で公有水面埋立事業もみえていますので、附帯意見として審査会の答申の中で附帯意見として公有水面埋立事業に関する部分の意見も出ております。これについては飛行場事業に対してしか正式な答申はできないのですけれども、附帯意見がついておりましたので、それを別途埋立免許権者が意見を述べるときに、環境部のほうに、土木建築部長から環境生活部長に意見照会がありまして、環境生活部長から公有水面埋立事業に関して審査会から出された附帯意見を踏まえて、土木建築部に意見を出しています。それを踏まえて免許権者たる土木知事と農林知事が評価書に対する意見というのを提出しているということです。これは条例とか法に基づく手続ではないですけれども、そういったことを踏まえて免許等権者は意見を提出したということになります。

○委員長 附帯意見というのはどういう内容だったんですか。

○職員 条例に基づく知事意見というのは、いわゆる空港に関する意見でありまして、この知事意見は環境部がつくった意見です。環境部そのものの意見です。

それから、埋め立てにつきましては、法律のアセスが行われまして、免許権者である土木建築部が意見を言うことになっているものですから、環境生活部から意見を聞いて、それに土木建築部の意見をプラスして出したと。したがって、空港及び埋め立て双方について環境生活部の意見が反映された意見が出てきたということです。

○委員長 今おっしゃった附帯意見というのは、空港に関する。

○職員 埋め立てに関する分です。埋立事業が法対象事業なものですから、法対象事業というのが評価書はそもそも環境のほうには来ません。一方で土木の知事から審査会に

聴くという手続がないんですね。

しかしながら、審査会においては準備書送付段階で、飛行場事業と埋立事業と合わせた図書を見ているので、その結果どうなったのかというふうな、図書は見えていますので、そこについて今まで全部に関して、環境上の保全の見地からの意見ということが附帯意見として出ていると。

これをどう反映するかとなったときに、土木建築部から環境生活部に照会がありまして、それに対して埋立事業についての環境保全のことをやるべきだというふうな環境生活部の意見として、審査会の意見も反映させたという形です。

○委員 改めて●●にお伺いしますが、平成25年11月29日に環境生活部の意見が出されて、その環境生活部の意見というのは、示された説明内容では、生活環境並びに自然環境の保全に懸念が払拭できないというものだったわけですね。それを踏まえて12月4日には防衛局に問い合わせをして、そして12月10日には防衛局の見解が示されたと。

先ほど委員が質問されたことにお答えになったことからわかったわけですが、この防衛局の回答で懸念が払拭できなかった環境生活部が、懸念が払拭できることになったのかどうか、そのあたりの協議は、環境生活部等はされていないと。

されていないけれども、最終的に埋立承認をしたということになりますと、懸念が払拭できないということのままですと、いわゆる公有水面埋立法の4条1項の第2号の環境保全に十分配慮したかどうかというところのクリアはできているのかどうなのか疑問になってくるわけですが、この判断、懸念が払拭できたのかどうなのかという判断は、環境生活部に問い合わせをする必要はないというご判断だったのでしょうか。

○職員 その当時の部長は、いわゆる環境生活部の意見というものは、これまでの手続を踏まえた最後の意見ですと。したがって、それを踏まえて事業者の意見を聞いて、土木建築部として判断しますというふうなお答えを議会ではしています。

○委員 つまり土木建築部としては、懸念が払拭できないというところをクリアできるという判断を、土木建築部でされたと。

○職員 懸念が払拭できないというのは、意見の前文でございまして、我々が聞いたのは各個別の、以下のような理由でという以下の理由の部分ですね。それについて懸念が払拭できない部分も一応聞きましたけれども、個別の指摘事項、確か40何項目かあったと思いますけれども、そういったものについて事業者の見解を聞いて、それからさらに回答がきたものについて、さらに聞く必要があるものについて、4次質問をして聞いたという

ようなことをございます。

○委員 3次と4次の回答で、基本的には48の指摘された事項については、説明がされたと。そういう判断を土木建築部としてはされたと。

○職員 そうです。審査表の中にございます、例えば4条の第1項第2号が「環境保全及び災害防止につき十分配慮されたものとなること」とありますけれども、具体的には何かということで解説にもございますけれども、「十分配慮とは、問題の現況及び影響を的確に把握した上で、これに対する措置が適正に講じられていることであり、その程度において十分と認められることを言う」。

その当時の審査を担当した者としては、この解説文にある十分と認められることを言うというものに適合しているといわざるを得ないというふうに判断しました。

○委員長 3次質問、4次質問をなさって、その回答が出てきておりますでしょう。その回答自体については、環境生活部の意見はやはり求めておられるのですか。

○職員 いえ、求めておりません。

○委員長 それは求めていない。それはいわゆる環境生活部に質問するほどの内容のものではなかったということでしょうか。

○職員 これは最終的には部長が判断しましたけれども、いわゆる当時環境生活部の意見というのは手続上、環境生活部の最終の意見であると。したがってそれを踏まえて判断するのは、免許等権者の役割だという判断だと思います。

○委員長 最終の意見かどうかというのは、これは土木建築部長のほうで判断すると、そういうことですか。それとも、例えばの話、3次、4次の質問、環境事項が入っておられるみたいですので、それに対して仮に何らかの意見を照会する必要があるれば、そこが最終ということになるはずはないと思いますけれども、その辺はどうなんですかね。

○職員 ご質問の件については、この手続については特段の法的な縛りとか、そういうものは特にございませので、その当時の部長としてはそういう判断でしたので、我々としてはその方向で手続を進めたということをございます。

○委員 事前にいただいている経緯というところをちょっと教えていただきたいのですが、埋立手続の最後の12月ぐらいの話なのですが、高良副知事に審査状況を説明し、知事に審査状況を説明したようですが、まずこれをやったのは土木建築部によるのですか。

○職員 高良副知事にご説明したときには土木建築部がやりました。知事は東京でし

たので私は出席しておりませんので、新聞報道等では知事公室長等が同席していたというようには報道されておりますけれども、私は出席しませんでしたので、どういう形で、どなたがいたかということについてはよくわかりません。

○委員 県からいただいた資料の備考欄に「環境分野に関して一部審査未了である旨説明」と両方に出てくるんですが、これは専門的にはわかりませんが、その時点でどのあたりがどの程度未了だったのですか。

○職員 最後まで残りましたのは、埋立土砂を沖縄県以外からの九州、四国、瀬戸内海沿岸、そういったところから約1,600万m³の岩ずりを購入して、埋立土砂として用いるという点でした。

この点について、いわゆる一般的に言われています移入種対策ですね。沖縄には生息していないような動植物が岩ずりに付着してきた場合に、影響を及ぼすのではないかとというようなことが懸念されまして、当時、特にアルゼンチンアリが全国各地で、これも移入種ですけれども、確認されて問題になっているところでしたので、そういう対策についてどうするか、適正なのかどうかということ、我々としては最後までここについて少しいろいろ議論をしていたというような状況でありました。

○委員 その審査が一応土木建築部として終わった、その審査をしたのは土木建築部でよろしいんですよね。

○職員 はい。

○委員 その審査が終わったのは、何日ということになるんですか。

○職員 明確に何日という形ではありませんけれども、確か25日ぐらいだったと思いますけれども、これについて要するに環境保全に十分配慮していないというところまで言えないのではないかと。先ほどの基準にありますように、「十分に配慮されたものであること」というこの部分を、このことをもって十分されていないというような評価をするのはなかなか難しいんじゃないかというような話を、私のほうから課長にした覚えがあります。

○委員 いただいた資料で知事への説明というので、審査結果(案)12月23日付とあるんですが、これを作成されたのは。

○職員 土木建築部です。主として土木建築部です。農林水産部にも協議したと思いますけれども、どのぐらい協議したかはよく覚えていません。

○委員 資料の中でみると、これはわかりますよね。手元とか。

○職員 あります。

○委員 この10ページのところの第4条1項2号要件のところは(△)というふうになっているんですけども、これをしたのは何か理由があるとか、今お答えすることはできますか。

○職員 これは辺野古漁港の区域内で、作業ヤードの埋め立てのために既設の護岸の、傾斜堤の護岸の前に埋め立てをするということになっております。

これについては、名護市さんが設置したものでして、まさに傾斜堤護岸ということで親水性護岸になっているのですが、その効用が失われる、要するに親水性が失われると。そういうことについて事業者のほう为名護市と協議を進めていきますといったような、確かそういうような回答があったかと思えます。

○職員 これについては漁港を所管しております農林水産部漁港漁場課が担当しています。これについては、効用が妨げられないかという部分と、あと漁港の管理者である名護市との協議が成立しているかということに対しては、不適だという評価であります。

それからまた、代替施設の設置または損害の補償については、埋め立ての前出しをしてそれに代わる施設をつくるということで適合しているという評価であります。このように不適というのと適合という評価があるために、それで△という表記になっています。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかにありませんか。

土木建築部のほうが、環境問題等を環境生活部から意見をいただいて判断していくのでしょ。

そのときに、これがかなり具体的な、いわゆる方策とか、そういうようなものがある程度出ていて、それでそういう方法であれば大丈夫だなというようなことになったのか、それとも、例えばやりますというような形があると、やるだろうということで、大丈夫だろうというようにやっているのか、これあんまり具体性がないような感じがするのですが、どうでしょうか。

○職員 環境影響評価の結果でも、当然書類申請主義ですので、書類の申請内容を我々が審査するということになっております。

その書類を審査した上で、委員がおっしゃるように保全策を今後検討していくというのが多いというようなことは確かにあるかもしれません。

しかし、書類を審査する上では、十分配慮しているというカテゴリーに入るのではないかと、いうふうに我々としては判断したということでございます。

那覇空港の滑走路の増設事業につきましても。

○委員長 その件はよろしいです。

そうすると、いわゆる書類上、配慮するとか、そういうようなものが記載されていると、一応クリアしているというような判断になってくるということですか。

○職員 配慮すると言いますか、事業者として対策をとっていきますと、それから今ある知見では、予測評価をすところなりますと。そういった予測評価の方法も、特段大きな間違いと言うんでしょうか、そういうものもなかったと私は記憶しておりますし、予測結果でも明確に何らかの大きな問題が生じるということではなかったと思います。

○委員長 それは、恐らくそういうものに、大きな影響がありますというようなものの記載というのは当然出てこないと思うんですね。出てくると非常に問題で、いわゆる問題を抱えていますということをご自分で言っているようなものですからね。

そうすると、書面の審査というような話をしていると、結局、埋立申請に対する承認をするか否かの審査は、形式的に書面だけを見て、いわゆるアセスの段階から出てきた書面を見て判断していったというような、そういうように論理上なるように聞こえるのですけど。

○職員 通常、沖縄県以外の都道府県、公有水面埋立の審査をする部局でも同じような、現地調査はやっているかと思えますけど、そういう判断の方法をやられていると思います。

それからアセスメントについて、事業者がつくったものだから当然、あまり影響があるとは書かないんじゃないかというお話ですけども、これはアセスメントを作成する業者の信頼性の問題もありますので、そういったことが必ずしも行われているのかなというふうには、私個人的に思います。

○委員長 環境影響評価審査会などに意見を求めたりしますよね。そういうものというのは、いわゆる審査書面から形式的にやるということではなくて、やっぱり内容を具体的にしっかり検討するという、そういう趣旨ではございませんか。

それは、皆さんたち土木建築部が承認するかしないかの審査の問題ですので、先ほど形式審査というような、書面から見てというようなことをおっしゃったものですから確認しているのですけれども、これを関係機関の審査会にかけるといことは、実を言うと環境問題に関しては、やはり具体的にしっかり判断しないといかんという、そういうような観点じゃないでしょうかねという。

○職員 委員長がおっしゃられるのは、公有水面埋立の手続の中で、こういった環境の問題について専門家のほうにも確認しながらということなんでしょうか。それとも。

○委員長 少なくとも、いわゆるアセスのほうを経てきて、一応承認申請が出てきますよね。そういうようなものが出てきたときに、その申請を相当と認めて承認するかしないかというような手続の流れでいっているわけでしょ。

その中で実を言うと、アセスの当時からやられてきたもの、そういうようなものは当然この審査をする段階において重要な意味を持っているんですよ。

○職員 アセスはもともと事業者自ら環境に配慮した形で事業計画をつくっていくという形なので、そのときに住民の意見であるとか関係市町村長の意見、また知事の意見、知事も環境の見地から意見を述べるわけですがけれども、まさに環境の見地からということで、専門的な分野という話で審査会があつて、審査会の意見も踏まえながら、それに対して対応していく中で、準備書から評価書、補正という形で、事業者においては、1件1件の意見について、その意見を踏まえて保全策なりそういった対策を考えていくわけなので、専門的な分野では、事業者は防衛省の中にそういった有識者研究会を踏まえて、その補正評価書を出してきているというような形です。なので、そういった意味では一定程度専門家の意見等を踏まえながら補正評価書といたしますか、そういったものはつくられてきているんだとは思いますがけれども。

○委員長 例えば、専門家の意見というものはいただいているんですか、県のほうは。

○職員 アセスの手続の段階では、審査会に諮問をして、そして答申という形です。

○職員 この資料1でいいますと、上のほうのページですけど、平成24年2月20日と3月27日に知事意見とそれから免許等権者意見それぞれ出しておりますけれども、その後約9カ月かけて沖縄防衛局が補正をしておりますけれども、その際に有識者研究会と呼ばれる学識経験者の方々の確か10名ぐらいだったと思いますけれども、いろいろアドバイスを受けておりますので、この最終報告書が確か12月11日付ぐらいで出ていますので、この報告書については後ほど提出したいと思います。

○委員長 それはいつの12月ですか。

○職員 平成24年の12月です。ちょっと日付はあれですけど、12月に補正された環境影響評価書を出すに当たって、有識者研究会の助言を受けておりますので、その有識者研究会の最終報告書が12月18日以前に出しております。

○委員長 それは、その中にその構成メンバーの氏名等も全部入っているわけですか。

○職員 入っております。

枚数が多いものですから、二百数十ページありますので、すぐにご用意できませんので後ほど事務局を通じてお届けしたいと思います。

○委員長 ざっくりばらんに言うと、その報告書の中には、かなり具体的ないわゆる方法と言いますか、そういうようなものが記載されている、そういうことでよろしいですか。

○職員 基本的に、県知事意見と免許等権者の意見を受けて、それをどのようにして評価書を修正していくかというようなことを検討されていますので、それを踏まえて評価書の補正が行われたというように我々は理解しておりますけど。

○委員長 ですから結論から申しますと、それはかなり具体化された方法が入っているのですかということです。

○職員 その具体化と申しますと？

○委員長 これは少し後の話の絡みがあるのですけれども、環境問題に関して非常に細かく、あるいはそこにある種類等を踏まえて、生物に関しても水質等に関してもいろいろ出てると思うのですけれども、そういうようなものに関して、こういう懸念については具体的にはこういうような方法で対応できますというような、ある意味で、そういうような要素はあるのですかと。

○職員 正確には覚えていませんけれども、例えばより監視を強化しましょうと、あるいは海中の濁りの拡散を防ぐために汚濁防止膜を追加しましょうとか、そういう具体策も含めて県知事意見あるいは免許等権者意見を受けて、どういうふうに保全措置を実施すべきかということで助言を受けて、それを踏まえて報告書が書かれて、評価書が補正されているということになっていると思います。

○委員長 なるほど。どうぞ、委員。

○委員 ●●にもう1点教えていただきたいのですけれども、平成25年11月27日に名護市長が意見を出されていて、その意見の中に公有水面埋立法4条1項3号に係る、つまり法律に基づく環境保全に関する計画というのがあって、名護市長はそのことの絡みで、例えば生物多様性基本法に基づく沖縄生物多様性戦略ですとか、名護の景観計画ですとか掲げておられるわけですが、その翌年、平成26年になって、名護市長と知事、具体的には土木の皆さんだと思いますが、やりとりの中で、この例えば生物多様性基本法に基づく沖縄戦略というのは、これはこの法にいうところの計画ではないんだと、環境保全に関する規制基準等が入ってないという形で、そういう形で法4条1項3号に該当するものではな

いんだということを、翌年名護市長とのやりとりの中で説明されているわけですがけれども、そのあたりの説明は、12月10日に名護市長意見に対する沖縄防衛局の回答が来た際に、名護市長と協議はされなかったというふうに伺っているんですけれども、協議をしなくてもよろしいというご判断だったのでしょうか。

つまり、これが法に基づく環境保全に関する計画であるかどうかということで、皆さんは法に基づく計画ではないというご判断をされたことが翌年のやりとりで出てくるわけですがけれども、この時点、つまり承認の前に名護市長にこれは該当しませんよと、我々はそう考えてますというご説明はされなかったわけですよね。

○職員 はい。

○委員 それは、しなくてもよいというのはどのようなご判断だったのでしょうか。

○職員 その当時と言いますか、まず1点目は、制度上そういうことをする手続になっていないと。意見を聞くのであって、それに対して何らか免許等権者が意見に対する回答を提出するという制度になっておりません。

○委員 聞かなくてもよいと、相談しなくてもよいけれども、皆さんとしては法律に基づく計画、第4条第1項3号にいうところの計画ではないというご判断をされた。

○職員 該当しないであろうと。

○委員 というご判断をされたと。わかりました。

○委員長 ほかにどなたか。

○委員 もう1つだけ、今お聞きすることではないかもしれませんが、先ほどの●●のお話の中に、防衛省において有識者研究会が設置されて、さまざまなコメントがまとめられて報告書になったというのがありました。

知事もこの事業に関してコメントを出すわけですね。全体的にですよ。

○職員 はい。

○委員 それに対して、今後事業者のほうは独自に環境に対して配慮をし、事業を進めるわけですがけれども、隣に監視委員会を設けて、それがうまく進んでいるかどうかを確認していくわけですね。

では県の方はそれに対して、どのような対応をするのでしょうか。

○職員 まず制度上の位置づけと、それから我々公有水面埋立法の承認の際の留意事項の2点ありまして、その留意事項を私のほうから説明いたします。

今回の辺野古の埋め立てについては、非常に関心も高いということもありまして、さらに環境生活部からの意見も踏まえて留意事項を作成しております。

留意事項は全部で5点あるんですけども、通常、県の承認の際に付している事項がそのうち3点ございます。工事の実施設計について事前に県と協議を行うこと、それから添付図書を変更して実施する場合には協議をすること、それから竣工した場合には通知することというこの3点は一般的につけているものでございます。

それに対して、工事中の環境保全対策と供用後の環境保全対策等についてというこの2点については、辺野古の埋め立てに当たって、そういうようなより環境に配慮する必要があるということで、免許等権者として判断しまして付した留意事項です。

今の工事中の環境保全対策については、事前に詳細な計画をついたら県と協議をなさうという留意事項を付しております。それから実際に実施した環境保全対策について、環境監視も含めてですけども、県及び関係市町村に報告することということで、留意事項に付しておりますので、工事中にどのような措置をとるかということについては、事前に我々免許等権者と協議をすることと、それから実施したものについて留意事項に基づいて報告をするというこの2点を実施していただくこととなります。

それから、供用後につきましては、協議会をつくって、問題があれば米軍と折衝できるような組織をつくりなさいという、そういうものも留意事項を付しております。これは留意事項に基づく環境監視の結果を、県のほうでチェックするシステムを付してるというような点です。

○委員 それは実際に県が調査をするということも含めていますか。

○職員 これについては、これまでの案件では免許等権者として調査をしたという実例はまだないかと思えます。

ただ、この案件に限らずですけども、報告されている環境保全措置等の状況がよくないということであれば、免許等権者としても場合によっては、県として調査をしていくことはあり得ると思えます。これについては、当然環境保全措置の実施状況について報告を受けましたら環境部にも内容を提供しますので、環境部とも協議をして必要かどうかという判断を一緒にやっていくことになると思えます。

○職員 もう1点、アセス上の手続としては、この事業が進んでいく工事中と、それから供用後につきまして、事業者は事後調査というのをやります。その事後調査報告書をまとめまして、それを県のほうに提出すると。これは法対象事業の事後調査でも、また条

例対象事業の事後調査におきましても、報告書につきましては審査会のほうに諮問することができますので、審査会のほうに、こういう保全対策とかが、ちゃんとされているかどうかということを意見を聞きまして、これが十分でなければ知事の保全措置要求ということで、さらなる対策であるとかいうのを求めることはできるようになっています。

○委員長 留意事項というのは、もちろん法的な拘束力があるという前提でつけてるわけですね。

○職員 これは、公有水面埋立法の施行令第6条で、免許に際して公益上及び利害関係者の保護に関し必要な条件を付すことができるとなっております。この政令第6条については、明確に埋め立ての承認の場合に準用されるとは規定はされておられませんけれども、解説の中には準用されるということで解説がありまして、これまで承認の際に付した留意事項は、私が知る限り全て遵守されておりますし、法的な拘束力もあるのではないかとというように我々としては考えております。

○委員長 それが県の見解だということですね。

○職員 はい。

○委員長 その留意事項は、着手前の調査の段階等も入ってくるんですか。要するに先ほどの質問で、今は着手なのかどうかということで、まだ入ってないというようなことでした。免許の場合には着手届が出てくるものですから、非常に明確にわかるじゃないですか。ところが承認の場合には、それがなければどこから入ってるかわからんというものがあるので、逆に言うとその留意事項というのは、それは着手前から、言葉を変えて言うと、承認を与えた時点からそれはもう効力を持っているというように理解してよろしいのでしょうか。

○職員 留意事項の1点目に、工事の実施設計について事前に県と協議を行うことということになっておりますので、この事前というのは我々としては工事の着手だというふうに考えております。

先ほどご説明しましたけれども、実施設計をするためのボーリング調査が今行われておりまして、埋め立ての免許もそうなんですけれども、免許あるいは承認をした水域で、免許を受けたあるいは承認を受けた事業者がボーリング調査をするという行為については、国有財産法という別の法律ですけれども、それに基づいて手続をさせるということが免除されているということがございまして、その手続ができませんので、私ども昨年の6月に、環境保全に十分配慮して実施するよという文書は通知しておりました。

今後、実施設計、それから工事中の環境保全措置については、着手前に協議があるものというふうに理解しております。

○委員長 では、それ以外のものは不要であるというようなお考えですか。

○職員 先ほど国有財産法の説明をしましたがけれども、海底の土地は国の所有ということになっておりまして、通常そういったところに例えばやぐらを建てるであるとか、トンプロックを置くであるとか、あるいは一時期栈橋などを係留する、構築して使うといったような場合は、国有財産の一時的な使用になりますので、そういう手続が必要になっております。

これについては、県の海岸防災課のほうが所管していますけれども、埋め立ての免許あるいは承認をした水域、施工区域と埋立区域と呼んでおりますけれども、そこについてはその手続が免除されてるということになっておりますので、手続を私どもとしてさせることができないというのが今の状況でございます。

そのために、今のボーリング調査等で影響が出ているんじゃないかというような報道等も踏まえて、これは去年の6月の段階で、出る可能性があるもので、これについては十分配慮してやるようにということで文書を送付したという経緯がございます。

○委員長 ほかに、よろしいですか。

もう時間も押しているようですので、関係者に対する質疑応答は一応これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(担当部局退室)

(2)論点について

○委員長 前回から少しずつ論点を挙げていこうというような予定をしておりましたので、あと30分にちょっと足りませんが、この論点の問題についてどなたかご意見がありますでしょうか。

委員のほうからデータが出ておりますけれども、委員のほうから。

○委員 論点の整理というのがとても大事だというのは、前回委員長のそういう整理があったと思うんですけれども、時間が非常に限られていますし、全ての論点を洗うというのがこの委員会の任務ではないのではないかとというように私は理解するんですね。

ですので、ここは非常に重要だ、瑕疵のある可能性も高い、それとあと1つ、第三者委員会に対する県民の期待というものもあると思いますので、県民が最も重要だと考えるような論点を拾い出すということから、いくつかあるのではないかとということで、さしあつ

で6点考えておりますということで、その6点を、私今日事務局に印刷していただきました。

埋め立ての必要性、これがまず出発地点になるということ。

あと埋め立ての承認審査過程、今日の先ほどの議論で環境生活部の意見が出てから承認に至るまでの、平成25年の11月、12月のころ、そここのころの審査過程というのはやはりきちんと検証する必要があるのではないかと。

それから内容的にはジュゴン、あるいはオスプレイ、そして生物多様性、沖縄戦略、このあたりは非常に沖縄の未来にかかわることで大変重要じゃないかと。

そして最後に承認書の別紙、今最後に議論になりましたけど、留意事項があってこの留意事項というのがどういう性格なのか、それが実際に守られているのかどうかというようなことも、先ほど法的な拘束力があるという県のお考えだということがありましたけど、そうだとするとそれがきちんと機能しているのかということ、こういったところがあるのではないかと。

私はまだあと1つあると思っておりますのは、今日の説明でもありましたけど、公有水面埋立法の導入の前段としてアセスの手続きがあって、アセスの手続きの中で最終的に出てきた評価書、今回の場合は補正評価書ですけれども、補正評価書が形を変えて環境保全のために講ずる措置に関して記述した図書という添付図書になっていますので、その前段であるアセスが適正に行われないと、環境保全の措置というのが適正に提起できないのではないかと。

そういう観点からすると、今回の辺野古アセスというのは、私はアセス学会のメンバーでもあるものですから、このアセス学会の中でも何度も議論しておりますけれども、日本のアセス史上最悪のアセスだという認識がアセス関係者にはあるわけなんです。今回のアセスはどのようなアセスだったのかということが、あと1つ論点としてあるんじゃないかと。

今回、お配りしたものは、7点目のアセスはまだ含んでおりませんが、これらの6点についてさしあたって私が考えていること、これを皆さんのたたき台にさせていただければと。

この委員会は、遅くとも6月末には結論を出して7月に答申というスケジュールになっているわけですが、もし可能であればそれをスピードアップできると大変よろしいんじゃないかと思うものですから、たたき台にさせていただきたいということで、私の考えているものを出させていただきます。以上でございます。

○委員長 委員の方からざっくばらんに論点を挙げていただいて、そしてそれをここで取捨選択していったら、その上で集中的にその論点について検討を加えていくという形になろうかというように予測しているんですが、とりあえず考えておられる論点がありましたら、提案してください。そういう形でお願いしたいんですが。委員、何か。

○委員 私は、自然環境の保全についての懸念が払拭できないという、もう既に今日討論したことなんですけど、少し時間をとっていただいてもいいですか。

わたしはこれを3つの観点から、あの分厚い資料を一応全部繰りまして考えてみました。

まず自己紹介ですが、私は1967年から35年間、東大海洋研究所に勤務しました。今回預かったファイルに、私と交流のあった2人の海洋研究所旧職員が登場します。●●は、彼の指摘は埋め立てに県外土砂を持ち込む際のアルゼンチンアリ混入の注意喚起でした。これは100条委員会に出ております。この辺のメモとこれから使います資料は後で事務局にお届けします。

●●君は個人的にはお父さんが読谷村の出身で、非常に親戚も大勢沖縄にいますので、関心があって取り組んでいると思います。アルゼンチンアリについては、今度は公有水面埋め立ての経緯という、これは第3次質問への回答についてというところに出てきますけれど、県側から平成13年から21年に山口県で生息が確認されているが、土砂購入候補地でありそれに対する対策はということをお聞きすると、防衛局のほうは「調達先となる候補地に分布している可能性を認識し、混入していない土砂を購入する。それから調査と駆除対策は、環境省が平成21年3月に発行したアルゼンチンアリ防除の手引きに準拠する」と答えております。

これについて私が思い出したのは、平成13年に科学技術省が文科省に合体し、海洋開発審議会は文部科学省の科学技術・学術審議会の海洋開発分科会になり、私が分科会長に就任いたしました。そして、平成14年8月に21世紀初頭における日本の海洋政策という答申を出しました。この中で海洋保全の具体的な保全方策として、外来生物種の移入による在来種の絶滅や生態系の攪乱防止として、ここで取り上げているのは外来海砂等により生じている我が国における移入種の分布、それから生態等の実態を把握するとともに、在来種への影響を解明する必要がある。また輸入海砂等の管理手法等の検討を行うことが重要であるということを取り上げております。たくさんの中の1つなんですけど、10年間の重点施策であり、こういう埋め立て土砂への生物混入防止について、この間に大きな進歩があったと思います。もう実は14年ぐらい前の話ですけど。

もう1人は●●さんが出てきます。これももうどこに出るか言いませんが、海洋研究所では●●の研究室でクジラ、イルカ、ジュゴンなどの海産哺乳類の研究に従事され、研究船から双眼鏡を使って目視観察をして、相模湾のクジラの親子関係などの解明などを行っておりました。水産庁、三重大学教授を経た人ではありますが、今回の調査について写真による個体識別の留意点についてコメントしています。

私は飛行機やヘリコプターを用いたジュゴンの生態観測は、船舶観測に比べて効率の高いものと思っております。

今後の県のほうとして活用した人としては、●●は●●研究室の出身です。それから●●は、東大定年後琉球大学に勤務され、理学部海洋生物学科の創設に尽力されました。ジュゴンのエサとなる海草の移植が取り上げられ、中央水産研究所の実験例が紹介されています。私自身は、高知大学の実験を見学したことがあります。

これからは非常に個人的な話になって恐縮ですが、私は平成16年から●●の海辺に住んでいます。イノーに小規模な定置網を設置している●●さんと親しくなりました。長さ200mほどの小さな砂浜に毎年6月になるとウミガメが産卵するということです。8年ほど前、●●さんは私の帰宅を待ち構えて、3日前に標識をつけたカメが網にかかったという相談を受けました。その標識の記号を読み取り、甲羅長をはかって放流してもらいました。北海道大学のウミガメの研究者にEメールを出し、このような追跡は神戸市の日本ウミガメ協会が担当していることを聞き、そこからこのタグが美ら海水族館のものだと聞きました。水族館は、これは1年前に放流したもので、放流したカメが捕獲されたのは初めてと聞きました。10日ほど前にもう一度●●さんに会いましたら、その後5年間に3匹がかかって引き取られたと聞いております。これは、ですからウミガメが研究の、私個人から見た状況であります。

それから次の話題としては、那覇市出身の●●氏は●●で、沖縄の産業と科学技術の振興のために、若手にロッキーマン賞を授与しています。月曜日に来年度の受賞者として、●●を選びました。●●さんは2011年にサンゴの全ゲノム解読に世界で初めて成功し、2013年にはサンゴと共生している褐虫藻のゲノム解読に成功しました。褐虫藻が抜け出るとサンゴは白化するのです。遺伝子レベルで白化のメカニズムの解明を図るものです。サンゴの破片を植えてサンゴ礁の再生を図りますが、環境変動に耐えるため多様な種と多様な個体を用いることが必要であります。個体判別は困難でしたが、●●さんは2014年にDNA解析法を完成し、沖縄県環境生活部自然保護緑化推進課のサンゴ礁保全再生事

業に活用されることになっていきますということで、個人的なことを言いましたが、これから潮流シミュレーション、ジュゴンの追跡の音響システム、PVA、海洋音響等の考察について、次回までにこの項のコメントをまとめたいと思います。

それから2番目に、これも海岸改変の必要性なんて私は考えましたが、海洋の平均深度は3,800m、陸地の平均高度は840mで全球をならしめると、海面下2,400mになります。つまり陸地は常に削られて海に流れ込んでいます。海岸を自然のままに残すことが自然環境、生物環境を守るために最も有効のように思われます。

しかし日本の海岸浸食は5年で沖縄県小浜島が、15年では東京都の新島、30年では三宅島が消失する割合で進んでいます。これは先ほどの答申の資料編であります。そうすると干潟、これは満潮時に水面下に没し、干潮時にあらわれるところで海ではありますが、これは98年までの10年間の割合で7%ほど減少し、埋め立て、浚渫等人為作用がありますが、半分程度は自然に消えていっています。藻場、これは藻が生えているところという定義のようですが、埋め立て等の改変が28%で、そのほかは磯焼け、乱獲、海況変化等ではありません。ですから10年間に埋め立てで消滅した干潟は海岸の浸食面積とほぼ等しいようです。

ここからは実はどう考えようと思ったんですけど、取り消し請求事件で原告は以下のように記述しております。例えばどうしても当該場所でなければなし得ない埋め立て事業であり、それが何物にも代えがたいものであれば、最悪の場合にはそこに生息する貴重なサンゴ類が消滅するとしても環境保全に関する価値判断としてはやむを得ないということもあり得るであろうということで、原告らの第4準備書面であります。

また、同じ書面に以下のような記述もあり、現にラムサール条約事務局が平成26年10月に米軍飛行場の移設計画が進む名護市辺野古沖と大浦湾について、環境影響評価に基づく保全措置をとるよう文書で環境省に提出しております。

この文書は辺野古沖が希少なジュゴンのエサである海草や新種の生物が発見される重要湿地帯であると指摘した上で、(1)辺野古地域で環境影響評価を行ったか、(2)として環境影響を低下するための措置を講ずる予定があるか、(3)として建設工事や基地の運用でダメージを受けるであろう陸地や沿岸系の生態系を復元する作用を行う予定があるかという3点について確認を求めていますというのは、これは引用であります。

ここから原告はこれらの意見から埋め立ては許されないと主張しており、揚げ足をとるようでフェアではないんですが、これは国益のために埋め立てもあり得る、環境の保全再生が重要であるとも言えるんじゃないだろうかということでもあります。

3つ目の観点は、本日ももう既に始まっておりますが、沖縄県の事務決裁であります。平成14年の先ほどの文部科学省の答申では、海洋を知る、海洋を守る、海洋を利用するという3つのポイントの重視を述べております。

今回の承認審査に当たって、県立大学や高校、義務教育を担当する海洋を知るための教育部の関与が全然見えないということ、それから海洋を守るについては環境生活部の自然環境の保全についての懸念が払拭できないとの指摘への対処が不十分と思われまます。それから海洋を利用する観点でも、漁業(農林水産部)と船舶通行(中城海上保安部)が、リーディング産業である観光についての県側の視点が不明であります。

しかしながら、これらの点は名護市長の意見、ウミガメの生態学習、レクリエーション、エイサー、観光等があり、また担当者が海洋県沖縄の公務員として長年の影響をお持ちなので問題はなくて、ましてこんな法律でも何でもありません。さっきも確認しましたが、公有水面埋立法は、国の埋立工事は土木整備統括監が専決するが、今回は知事が統括したという、僕の解釈だとやはり土木建築部長が当たり、知事が統括したというふうに思います。

ただ、知事の事務統括者としての発言、これはテレビで見たんですけど、「申請は要件を満たしておれば承認せざるを得ない」ということと、それから県外移設を公約として選ばれた者の発言「承認しても県外移設を希望している」ということ等が理解されずに混乱を招いたように思われます。

私の非常に個人的な観点からの意見を述べましたが、これを論点としてはっきりできればと思います。以上です。すみません。長くなりました。

○委員長 ほかにどなたか。

○委員 簡単に意見を言わせてください。

私たちが与えられている瑕疵の有無に関する論点になるかどうかはわからないのですが、少し広めに見ていくことも必要かと思って、いろいろ考えてみました。

先ほど委員がおまとめいただいた1番の点については、やはり多くの方がどうしても議論しなければいけない点だろうと思いました。

つまり、自然環境が大切だとは多くの方が思っているでしょうから、それは保全したいと思っているわけですが、では一方で何かをつくらなければいけないときに、その必要性も理解しなければいけないというのも事実だと思うのですが、その必要性について少なくとも私自身は十分に理解していないのです。

なぜあの場所にこれだけのものをつくらなければいけないかということ、誰でもわかるように説明していただくと議論になるはずなのに、どうしても環境アセスという観点だけから議論をしていきますと、先ほどのようになってしまって、いらだちが残ってしまうので、そこを十分に議論した上で判断するというのは大変重要なことではないかと感じています。

もう1つ、前回多くの資料を読まなければいけないということで、どこから手をつけたらいいかということをお尋ねしたら、訴状から読んだらどうかというアドバイスをいただきました。訴状を読み、それに対する回答を読んでみましたが、環境面あるいは私の専門の生物学的なところを見ますと、間違いがあるんですね。

その間違いがどこから生じたかという、その訴状のもとになった書類ではないかと思いついて、今度は環境部のほうから提出された問題点を整理した書類を見ました。そこはしっかり書かれておりましたので、書き写すという言葉はよくないかもしれませんが、ある書類を参考にして次のステップの書類をつくるということは、当然行われることでしょうけれども、そこで間違いがあってははいけませんので、そのあたりの復習と言いますかチェックも必要であろうと思ったのです。

それをだんだんもとをたどっていきますと、最終的には自分で現場を見ないとどうしようもないというところにたどり着いてしまうのですけれども、とてもそこまでの時間は多分ないだろうと。では、どこで私たちは我慢をしなければいけないのか、何を信じたいかというところが気になってしまいました。それが議論できれば、取りかかりとしては私自身も理解が深まると思いました。

もう1点は、もう既に話題になっていることですが、生物多様性の地域戦略をつくり、沖縄県はこのように進んでいくんだという方針を出しました。また国としては、そのもとになる国家戦略をつくり、あるいは生物多様性の基本法を定めてそれを遵守しようということを行っているわけです。

それにもかかわらず、いろいろなことが起こっているというのは事実ですので、やはり最初の必要性に戻るんですけども、どのようなバランスをとっていくかという議論はどうしても必要だろうと思いました。

海に関しては、国は海洋基本法をつくり基本計画をつくって、委員がおっしゃったように教育も含めてしっかりやっつけようと言っているわけですから、それともうまく関連させて自然環境の大切さを訴え、一方では必要性も理解しながら議論を進めていくといいと

思っ、1つの論点になるのではないかというふうに感じました。以上でございます。

○委員長 ほかにどうですか。とりあえずよろしいですか。

今日挙がったお話はみんなもっともだと思ひまして、実を言う、委員もこれは現場に行かないとわからないこともあるんじゃないかというふうな個人的な提案もありましたけれども、これはだめとか、いいとかというものではなくて、必要であればやっぱりやるということも考えなければいけないかもしれないし、あるいはこういう第三者委員会の意見を形成していく上では必ずしも必要はないということであれば、それはならないかもしれないし、これはこの委員会でそのうち決めるべきことだろうなというふうには、私個人としては思っているんですけどね。

それから、埋め立ての必要性等というのは、4条1項1号ですかね、そういうふうには法律の分野でもそういうところがありますので、当然埋め立て承認の要件として検討する必要性はあるのかなと思ひますけど、今日のご提案等も踏まえて、また次回までに検討していただいて、今日はどっちかと言うと自然保護との関係でしたけど、法律的な点も少し検討していきまして、次回は両方の分野から意見が出てくるようにしていきたいと思ひます。そういうことで、今日はよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○委員長 では、事務局から日程調整、3月まで決めましたので、4月以降、あらかじめ調整しておいたほうがいいかと思ひます。

(日程調整－4月9日・4月23日・5月7日・5月21日)

○事務局 次回、3月11日水曜日、15時からこの場所で行います。

それから資料の追加配付がございますので、これから配付したいと思ひます。

○事務局 量が多いですのでお持ち帰りできなければ、また後日、お配りしたいと思ひます。

○事務局 メールでお配りしたものと、申請書の電子データと、あと百条委員会に土木建築部が出した資料が多いので、これは明日でもお配りに回るといふ形にして、お持ちいただける小さなものだけお渡ししたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○事務局 委員長以上です。

○委員長 次回は3月11日になっていますので、よろしくお願ひいたします。

では、これで本日の委員会を終了します。どうもご苦勞様でした。

(午後5時5分 閉会)